

極秘

島富洋

官房長

官房総務事官

△經濟局長、監察部長以回の事

沢田首席代表

經濟協力部長

宇山参事官

会計課長

アジア局長

審議官

北東アジア課長

対韓經濟協力に関する予算措置について

技術

昭和55. 7. 22.

北東アジア課

1. 対韓經濟協力の趣旨

近々再開予定の日韓会談において、韓国側は再び

巨額の財産請求権を持ち出し、加えて在日韓国人の

南鮮帰還に連れて補償金の如きも支拂うよう

主張すと見えた。

しかし、財産請求権問題は

(A) 交渉が極めて困難かつ長期化する可能性があり、

(B) 韓国との間にこの問題を解決した場合、北鮮との



1791

アジア局外省
7.25
局長附

(1 頁目に糊付けされた付箋)

333

元本大さつ日本立説
後編
田原山
3.
所見
色
水
之

極秘

アジア局長

審議官

北東アジア課長

置について

1955. 7. 22.

北東アジア課

韓国側は再び

「二 在日韓國人」

南鮮焼選に肉連して補償金の如きものを支拂ふよう

主張するものと見なす。しかし、財産請求権内題は

(1) 交渉が極めて困難かつ長期化する可能性が強い。

(6) 韓國の向に→問題を解決した場合、北鮮へ



1791

省勧業局アシア

問題が発生する。(八) 国内的には 旧財産権者補償向

題を惹起する。この理由で 早急な ^(飛ばさない) 解決は不適当で

あり、もし丁一に、「棚上げ」とす方が 適当です。

また 在日韓国人の 南鮮帰還に伴う 補償金の 支拂

要求に 応すべき 前合はない。他方、日韓会談を

早急に 専門するためには、韓国側に対して 何らかの

^{協力} A3

經濟援助を行なうことが 不可避であります。また ゆが國に

とっても 過去の 賞りといふことではなしに、韓国の

終末の 國濟灰へ 社會福祉に 寄與するという 意旨で

^{協力} A3

ならば ゆが國 國濟援助を行なう意義を認められます。

(米国、対韓國經濟援助と相俟つて、韓國の 國濟が

安定、成長へ。ひいては、韓国、政治も安定すれば、

1). 基本の問題と二元.

隣国日本にヒツモチ子ましいことあります

韓國經濟が安定化への傾向を見せることは、在日朝鮮人の北鮮帰還希望を手控えさせ、北鮮送還業務を早く終らせる効果がある。上記のような事情に鑑み、日韓会談が今階

日韓国交が正常化した後は（大体明治計年度以降）

1,000万ドル 54万ドル
毎年2,000万ドル、5年間にわたり、合計1億ドルを

聖濟協力^{いたよつ}、援助^{（無償）}として 支出するところ

適當と思われた。

2. 対韓経済協力のための予算措置

現在我が国が実施している賠償及び満洲協力

却て実現
3月3日
總額五千
セリゼ、い所
何水トセよ、
手償境助
松誠吉凡ニ確
放棄セ
こめうのび
なりトば。
我が口内に
おりて到底
立持を得
る事有リセ
ある事、
大別すと
三先

(1) 無償のもの（賠償額の旨）

諸事如何暮スヘテハ
1. 連即に失意不へテ行アリハ
(1) 例假り
か実上、
事か。 はす
外省

(1) ピルマ、フィリピン、インドネシア、[?]ベトナムに対する

賠償

(口) ラオス、カンボジアに対する 総経済技術協力

(二二二国は 対日賠償請求権を放棄したので、日本

側はこれに応えて 総経済技術協力を行うこととしたも)

(2) 有償のもの (総経済協力部所管)

(我が国で通常言っている 総経済協力は これに属する)

に 分たれます。

~~口頭化~~ ~~口頭化~~

特別の

今般 韓国に対して 行はんとする 総経済協力は 無償

の建前なって、上記(1)(口)に類似したものになつと思

ゆふ了。 上記(1)の 賠償 及び 無償 総経済協力

のための予算は、すべて、賠償等特別債務支理課

受益国)

会計に計上されており、~~支那~~は、契約の当事者として

事

物資を供給し、役務に従事する日本国民に対して、日本

政府より支拂に基いて、代金を支拂う建前になつて

ます。

よつて、今後の措置については、日韓会談に臨む日本

側基本方針の決定の過程において、ばく、明年度

予算編成の過程において、大蔵省側に上記1.の

趣旨を窺ひ説明し、理財局外債課（賠償等特別

会計の所管課）をして、所要の措置をとらしめよう

働きかけて貰おうと思ひます。

対韓經濟協力内閣口單・大臣決定内閣口单 解説(解説) 資料分析

3. 対韓經濟協力事務費(たのめ)の予算措置

ラオス、カンボジアに対する經濟技術協力(たのめ)

事務費に準じて、~~日下当課~~ 準備中(主に)

(日韓合同委員会(たのめ)の見込)

なあ、これは別に 日本側の学界、經濟界の議論

研究会

より成了 日韓經濟協力(進歩会)の事費、京城

での打合せ(たのめ)、外國出張旅費も(計上する予定で)

了。

4. 通常の經濟協力及び技術協力の予算措置

④ 尚、口頭正常化(おひつじゆ)の官能的(かんのうてき)對韓投資、貿易による

經濟協力 及び技術協力が(たのめ)今年度後半(ひまつ)

必要と

され(たのめ)実現する(たのめ)在(あ)るかも知れず、その場合には、

外務省の技術協力團体予算及び大蔵省の財政
技術資金團体予算 乃(いそ)る予備費(よびふ)について、措置を立てるとする。

(6頁目に糊付けされた付箋)

支那経済協力團體の現状と今後の方針
解説(附註)具備的

のため

うちある
3(主に)

寄つ請書

京城

四予定

内実 12月3

貿易形態等の経済援助或は経済協力形態
伝承する場合以下所謂「四予定」の如く
の如きを指す。宣傳段階以後は、混乱の如き
の如きは、遂に至る所協力、了り得る事無
い。貿易形態、地理的、資源開拓、全般の參照
相手の至る情勢等を考慮し、施行した上で見解
の如き構思を其の外、より細かに作成せら
る。而してその上、該行の如きは、
商事沖合銀行の四者と並んで

多謝
日陽

経済協力 及び技術協力が、即ち今年度後半の年率

中止

支那における実現する事ない事も知れず、その場合には、

外務省の技術協力團体予算及び大蔵省の財政
投融資團体予算は、予備費をつけて、措置を仰ぐとする。